

市民活動支援センターミーティングコーナーの使用ガイドライン

1. 使用にあたって

感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり使用人数、使用時間、活動内容の制限があることをご理解ください

(1) 第1ミーティングコーナー、第2ミーティングコーナーとも、4名以内での利用とすること

第1・第2合わせて使用する場合は、10名以内での利用とすること

(2) 使用時間は1区分(2時間)以内とすること

(3) 下記の活動内容でないこと

接触や密接(近距離での対面を含む)が起こらないようにする

(4) 受付の際に使用者全員の氏名、及び緊急連絡先等を記載した名簿を提出すること

※この情報は必要(感染経路の確認等)に応じて保健所等の公的機関へ提供することがあります

2. 使用者の健康確認

使用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を見合わせる

(1) 37.5度以上の発熱があった場合(または平熱比1度超過)

(2) 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

(3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

3. 感染防止を意識した使用

(1) 咳エチケットやマスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

(2) 使用者同士の距離(できるだけ2m以上)を確保すること

(3) 飲食を行わないこと(熱中症予防の水分補給はできます。こまめに水分補給をしましょう)

4. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

5. その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守、及び施設管理者の指示に従い使用すること